

関係者各位

お 知 ら せ

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税について

本日、大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税を課する政令（令和4年政令第372号）が公布されました。

この政令は、韓国産及び中国産溶融亜鉛めっき鉄線について、不当廉売関税の課税を求める申請書の提出を受けて実施された調査において、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、不当廉売関税を課するものです。

今後、本年12月8日から令和9年12月7日までの間、韓国産及び中国産の溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税が課されることとなりますので、引き続き適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門へ照会願います。

記

1. 課税物件

関税定率法別表第7217.20号及び第7229.90号に掲げる物品のうち、次のいずれにも該当する韓国産及び中国産の溶融亜鉛めっき鉄線

7217.20	①炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの ②横断面の最大寸法が1.5ミリメートルを超えるもの ③関税定率法別表第79類の号注1(a)の亜鉛（合金を除く。）をめっきしたもの ④横断面が円形又はだ円形のもの
7229.90	①ほう素の含有量が全重量の0.0008%以上0.007%以下のもの ②関税定率法別表第72類の注1(f)に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ同表第72類の注1(f)に掲げる割合未満のもの ③炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの ④横断面の最大寸法が1.5ミリメートルを超えるもの ⑤関税定率法別表第79類の号注1(a)の亜鉛（合金を除く。）をめっきしたもの ⑥横断面が円形又はだ円形のもの

※電気めっきによる工程を経て製造したものである旨が経済産業大臣の発給する証明書により証明されたものを除いたものを総称して溶融亜鉛めっきという。

2. 不当廉売関税率

韓国産 24.5%（韓国線材※₁が生産した特定貨物にあつては9.8%）

中国産 41.7%（ベカルト（青島）鋼線産品有限公司※₂が生産した特定貨物にあつては26.5%）

※₁ 韓国線材（HANKUK STEEL WIRE CO., LTD.）

※₂ ベカルト（青島）鋼線産品有限公司（BEKAERT（QINGDAO） WIRE PRODUCTS CO., LTD.）

3. 適用期間

5年間（令和4年12月8日から令和9年12月7日まで）

以 上

【本件に関する照会先】
業務部通関総括第1部門
電話番号：078-333-3086